

死亡時の手続き

死亡の事実を知った日から**7日以内**に
「医師による死亡診断書」または「検案書」がついている死亡届出書により届け出てください。

====届け出をした後、『火葬許可証』を発行させていただきます====



届け出は、**親族、同居者、**
家主・地主、家屋／土地の管理人、
後見人、保佐人、補助人及び任意後見人
がすることができます。

＜届出時にお伺いします＞

- ・喪主の方の氏名
- ・火葬の場所・告別式の日時、場所
- ・新聞広報の掲載の可否 等

↓手続き時に本人確認させていただくことがあります。
本人確認ができる書類をお持ちください。(官公署が発行した顔写真
が添付されている免許証や許可証(運転免許証やマイナンバーカード)
を確認させていただくこともあります。)



必要な手続き

～次の手続きが必要な方は窓口で申し出てください～



手続き項目	必要なもの	備考	手続き場所 お問合せ先
印鑑登録	死亡者の印鑑登録証	自動的に廃止となります。証をお返してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課 ・各支所
住民基本台帳カード マイナンバーカード 通知カード	死亡者のカード 印鑑	カードをお返しいただき、返納・ 廃止届を出していただきます。	
国民年金	死亡者・配偶者の年金証書 振込先の通帳 印鑑 等	家族の状況や年金の種類等によ り、必要な書類や請求先がかわ ってきますので、年金証書等によ り、確認させていただきます。	
町営住宅	印鑑	入居されている方や保証人の方が 死亡した場合はご連絡ください。	
国民健康保険	死亡者の被保険者証 請求する人の通帳 印鑑	死亡者が世帯主の場合、国保に入 られている方全員の保険証をお持 ちください。	<ul style="list-style-type: none"> ・税務保険課 ・各支所
後期高齢者医療	死亡者の被保険者証 喪主の方の通帳 印鑑		
那賀町CATV	印鑑	CATV、インターネット契約を名 義変更、解約される方は、手続 きをお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・CATV課 ・各支所
那賀町簡易水道 集落排水	印鑑	簡易水道、集落排水の名義変更、 利用停止をされる方は、手続 きをお願いします。	



手続き項目	必要なもの	備考	手続き場所 お問合せ先
介護保険	死亡者の介護保険証	自動的に廃止となります。証をお返してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉課 ・各支所 ・住民課
重度医療	重度医療費受給者証 印鑑		
障害者手帳 関係	身体障害者手帳、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 障害サービス受給者証 印鑑 等	障害者の各種サービスを受けられていた方は、障害サービスの受給者証も返還してください。	
自立支援医療	受給者証	自動的に廃止となります。証をお返してください。	
特別障害者手当	証書 印鑑 振込先金融機関の通帳	戸籍謄本・住民票除票等を添付してください。	
農地を相続される方	印鑑 全部事項証明 等	農地の権利を取得した者は、権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興課（農業委員会） ・各支所
森林の土地を相続される方	印鑑 全部事項証明 土地の位置を示す図面 等	森林の土地を相続した日から90日以内に届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・林業振興課 ・各支所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	標識 印鑑	名義変更、廃車等の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・税務保険課 ・各支所
軽自動車 (四輪乗用・貨物・ 125cc以上250cc以下のバイク)	標識 印鑑 車検証 等	125ccを超えるバイクは運輸支局、軽自動車は軽自動車協会で名義変更、廃車等の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・税務保険課 ・運輸支局 ・軽自動車協会
土地・家屋を 所有している方	印鑑	納税管理人を定めてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・税務保険課 ・各支所

※登記名義を変更する場合には管轄の法務局へ所有権移転登記の申請が必要です。

使用料・税金を口座 引落としされている方			
町営住宅、CATV 簡易水道・集落排水 住民税・軽自動車税 固定資産税 国民健康保険税		口座登録がある場合、口座変更の 手続きをしてください。 申込書に記入し、引落しする 金融 機関へ提出 していただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課 ・CATV課 ・環境課 ・税務保険課

(お問い合わせ先)

住民課 62-1194
 税務保険課 62-1182
 CATV課 64-1123
 環境課 62-1192

相生支所 62-1111
 保健医療福祉課 62-1141
 農業振興課 62-3776
 林業振興課 62-1175

上那賀支所 66-0111
 木沢支所 65-2111
 木頭支所 68-2311

